

議案第45号

八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
八潮市附属機関設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

八潮市都市計画マスタープラン策定委員会を廃止したいため、この案を提出するものである。

八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表八潮市都市計画マスタープラン策定委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表第1 八潮市都市計画マスタープラン策定委員会（注）の項を削る。

議案第46号

八潮市税条例の一部を改正する条例について
八潮市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、この案を提出するものである。

八潮市税条例の一部を改正する条例

八潮市税条例（昭和41年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によって」を「により」に改め、同条第6項中「によ

って」を「により」に、「5月30日」を「5月31日」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、それぞれ」を「それぞれ」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の3第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の八潮市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の3第4項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項

に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の八潮市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき八潮市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第47号

八潮市手数料条例の一部を改正する条例について
八潮市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を新設する等したいため、この案を提出するものである。

八潮市手数料条例の一部を改正する条例

八潮市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2第43号を次のように改める。

<p>43 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴わない場合</p> <p>(7) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。）が提出された場合</p> <p>a 一戸建ての住宅</p> <p>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>c 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が300平方</p>	<p>(7)及び(8)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を加算して得た額</p> <p>5,000円</p> <p>11,000円</p> <p>23,000円</p> <p>11,000円</p> <p>19,000円</p>
------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

メートル以上500平方メートル以下のもの	
(i) (7)の書類が提出されない場合	
a 一戸建ての住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以下のもの	44,000円
b 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	135,000円
c 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	267,000円
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	334,000円
d 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	

		(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		(b) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	130,000円
		(ウ) (イ)の書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
		a 一戸建ての住宅	
		(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
		(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以下のもの	22,000円
		b 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
		(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
		(b) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	66,000円
		イ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う場合	アで算定した額に第21号に規定する額を加算して得た額

別表第2第47号を次のように改める。

47	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を伴わない場合 (イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項	(イ)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を加算して得た額
----	---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

条第1項の 規定による 建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画認定申請 手数料	各号に掲げる基準に適合している ことを示す書類が提出された場合	
	a 一戸建ての住宅	5,000円
	b 住宅用途を含む建築物の住宅 部分（建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第4条第 3項第2号の規定により設計一 次エネルギー消費量を算出した 建築物については、共用部分の 床面積を除く。（i）bにおいて同 じ。）	
	(a) 床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	11,000円
	(b) 床面積の合計が300平方 メートル以上500平方メー トル以下のもの	23,000円
	c 非住宅用途を含む建築物の非 住宅部分	
	(a) 床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	11,000円
	(b) 床面積の合計が300平方 メートル以上500平方メー トル以下のもの	19,000円
	(i) (7)以外の場合で、建築物エネ ルギー消費性能基準等を定める省令 第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定 める基準に適合するもの	
	a 一戸建ての住宅	
	(a) 床面積の合計が200平方 メートル未満のもの	40,000円
	(b) 床面積の合計が200平方 メートル以上のもの	44,000円
	b 住宅用途を含む建築物の住宅	

部分	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	135,000円
(b) (7)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
a 一戸建ての住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以下のもの	22,000円
b 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	66,000円
(c) (7)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
a 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	267,000円
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	334,000円

	トル以下のもの	
	(7) (7)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの a 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
	(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
	(b) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	130,000円
	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を伴う場合	アで算定した額に第21号に規定する額を加算して得た額

別表第2第49号中「31,000円」を「19,000円」に、「432,000円」を「334,000円」に、「171,000円」を「130,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第48号

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいため、この案を提出するものである。

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、引用条項の整備等をしたため、この案を提出するものである。

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、
同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項
第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第
3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号
」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、
同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「法第19条第2
号又は第3号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号
」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2
号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア⁷中「第19条第1項第1号」を「第19条第
1号」に改め、同号ア⁴中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号
」に改め、同号イ⁷中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に
改め、同号イ⁴中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め
る。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同
項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改
める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改
め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「
同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19
条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号又は第2号」を「同条第1
号又は第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改
め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「
同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19

条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号又は第2号」を「第19条第1号又は第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「第19条第1項第1号又は第3号」を「第19条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「同条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

八潮市印鑑条例の一部を改正する条例について
八潮市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 6 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、利用者証明用電子証明書を移動端末設備に搭載することが可能となったことに伴い、移動端末設備を用いた多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に対応したいため、この案を提出するものである。

八潮市印鑑条例の一部を改正する条例

八潮市印鑑条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「の利用者証明用電子証明書」を「に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第51号

八潮市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の
一部を改正する条例について

八潮市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を別
紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、住宅及び老人ホーム等に設ける機械室等
について、容積率の算定基礎となる延べ面積に算入しないこととする等し
たいため、この案を提出するものである。

八潮市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例

八潮市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 前2項に規定する建築物の延べ面積には、法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第2条第1項第4号ただし書（同条第3項が適用される場合を含む。）の規定により建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた建築物の部分の床面積は、算入しない。

第4条に次の3項を加える。

- 4 第1項及び第2項に規定する建築物の延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（同法第2条第18号の特定建築物をいう。）の建築物特定施設（同法第2条第20号の建築物特定施設をいう。以下この号において同じ。）の床面積のうち、移動等円滑化（同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。）の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第26条に規定する国土交通大臣が定める床面積（当該床面積の合計が当該特定建築物の延べ面積の10分の1を超える場合においては、当該特定建築物の延べ面積の10分の1）は、算入しない。

- 5 第1項及び第2項に規定する建築物の延べ面積には、低炭素建築物（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項の低炭素建築物をいう。）の床面積のうち、同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）第13条に規定する国土交通大臣が定める床面積（当該床面積の合計が当該低炭素建築物の延べ面積の20分の1を超える場合においては、当該低炭素建築物の延べ面積の20分の1）は、算入しない。

6 第1項及び第2項に規定する建築物の延べ面積には、認定建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第37条の認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。）に係る建築物の床面積のうち、同法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する国土交通大臣が定める床面積（当該床面積が当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の延べ面積の10分の1を超える場合においては、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の延べ面積の10分の1）は、算入しない。

第10条第3項各号を次のように改める。

- (1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に法第52条第6項及び令第2条第1項第4号ただし書（同条第3項が適用される場合を含む。）の規定により建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた部分となること。
- (2) 増築前における法第52条第3項及び第6項並びに令第2条第1項第4号ただし書（同条第3項が適用される場合を含む。）の規定により建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。
- (3) 増築又は改築後における令第2条第1項第4号ただし書（同条第3項が適用される場合を含む。）の規定により建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた部分のそれぞれの床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が同条第3項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同条第3項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。